

平成 31 年瑞穂町農業委員会 4 月総会

平成 31 年 4 月 23 日、平成 31 年瑞穂町農業委員会 4 月総会が瑞穂町役場 3 階 全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

| | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1 番 | 雨宮敏昭 | 2 番 | 高水 務 | 3 番 | 臼井順央 | 4 番 | 坂田敬一 |
| 5 番 | 榎本和夫 | 6 番 | 清水正久 | 7 番 | 西村隆男 | 8 番 | 長谷部冬樹 |
| | | | | | 【欠席】 | | |
| 9 番 | 高橋良友 | 10 番 | 栗原 始 | 11 番 | 榎本勝昭 | 12 番 | 上野 勝 |
| | | | | | 【欠席】 | | |

農地利用最適化推進委員

| | | |
|------|------|-------|
| 村山宣幸 | 村山高男 | 戸谷 隆一 |
|------|------|-------|

出席した事務局職員は、次のとおりである。

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 産業課長 | 長谷部 康行 | 農政係長 | 田中 悠也 |
| | (事務局長) | (書記) | |
| 農政係 | 竹中 都佳紗 | | |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 諸報告 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について |

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地転用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより平成 31 年瑞穂町農業委員会 4 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員の高橋 良友さんと 10 番委員の栗原 始さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8 番委員 (長谷部 冬樹 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、長谷部委員。

8 番委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。4 月 16 日 (火) 午前 10 時 40 分から現地調査を行いました。調査員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さんの息子さんから聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用地区域内農地で用途区分は農業用施設用地でございますが、実店舗に隣接しておりほかに適地がないことから適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、申請者より事務局が残高証明書等の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断

しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請及び自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

【調査内容7】計画面積の妥当性についてですが、これまでの来客者数などを勘案し、必要最小限と判断でき適当であると判断しました。

【調査内容9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、東側に隣接している畑の所有者から同意書の提出があったとともに、本人も柵を設けるとのことでしたので、適当と判断しました。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第2号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (戸谷 隆一 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、戸谷委員。

農地利用最適
化推進委員 (戸谷 隆一 君) 議案第2号、番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく
利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は4月16日(火)午前9時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんに聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、カブ、ブロッコリー、枝豆、長ネギ、人参を栽培しています。耕作面積約8.5ヘクタールです。農業従事者は露地栽培で7名、シイタケ栽培に正社員2名、障害者雇用6~7名、ハウス栽培に5~6名です。農業従事日数は従業員250日~260日です。所有機械はトラクター3台、マルチャー2台、軽ワゴン2台、軽トラック2台、コンバイン1台、ダイコン洗い機1台、ニンジン洗い機1台、その他多数の機械を所有しています。販路につきましては、量販店です。

取得農地の営農計画ですが、小松菜等の葉物野菜を栽培予定です。通作距離は拠点から徒歩1分です。販路については営農計画の販路と同様で量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について前回利用権設定中も効率的に耕作していましたので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号2について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第2号番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適 (戸谷 隆一 君) はい、議長。

化推進委員

議長 (上野 勝 君) はい、戸谷委員。

農地利用最適 (戸谷 隆一 君) 議案第 2 号、番号 2 農業経営基盤強化促進法に基づく
化推進委員 利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日 (火) 午前 9 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、リーフレタス、カボチャ、オクラ、白菜を栽培しています。耕作面積約 3.3 ヘクタール。農業従事者は従業員 7 名です。農業従事日数は従業員 250 日です。所有機械はトラクター 4 台、軽トラック 3 台、軽バン 1 台、1.5 t ダンプ 1 台、2 t ダンプ 1 台、その他の機械 5~6 台です。販路につきましては、市場、学校給食、直売所、量販店です。

取得農地の営農計画ですが、ネギを栽培予定です。通作距離は拠点から車で 2~3 分です。販路については量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について前回の利用権設定期間中も効率的に耕作していたので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 2 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 3 について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 2 号番号 3 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (栗原 始 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、栗原委員。

10 番委員 (栗原 始 君) 議案第 2 号、番号 3 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日 (火) 午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、リーフレタス、カボチャ、オクラ、白菜を栽培しています。耕作面積は約 3.3 ヘクタール。農業従事者は常勤 7 名です。農業従事日数は全員 250 日です。所有機械はトラクター 4 台、軽トラック 3 台、軽バン 1 台、1.5 t ダンプ 1 台、2 t ダンプ 1 台、その他の機械 5~6 台です。販路につきましては、市場、学校給食、直売所、量販店です。

取得農地の営農計画は農作業を行うために必要な肥料などを置く農業用施設です。通作距離は拠点から徒歩 1 分です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に農地利用すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 3 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 4 について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 2 号番号 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (栗原 始 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、栗原委員。

10 番委員 (栗原 始 君) 議案第 2 号、番号 4 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日 (火) 午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、リーフレタス、カボチャ、オクラ、白菜を栽培しています。耕作面積は約 3.3 ヘクタール。農業従事者は常勤 7 名です。農業従事日数は全員 250 日です。所有機械はトラクター 4 台、軽トラック 3 台、軽バン 1 台、1.5 t ダンプ 1 台、2 t ダンプ 1 台、その他の機械 5~6 台です。販路につきましては、市場、学校給食、直売所、量販店です。

取得農地の営農計画は農作業を行うために必要な肥料などを置く農業用施設です。通作距離は拠点から徒歩 1 分です。担当委員の意見としましては、申請地について効率的に農地利用すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 5 について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 2 号番号 5 農業経営基盤強化促進法第 18 条第

1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (清水 正久 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、清水委員。

6 番委員 (清水 正久 君) 議案第 2 号、番号 5 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日 (火) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は新たに利用権設定を受ける農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、カブ、ネギ、オクラ、トマトを栽培しています。耕作面積約 32 アールです。農業従事者は本人 1 人です。農業従事日数は 340 日です。所有機械はトラクター 1 台、マルチャー 1 台、ネギの掘り取り機 1 台、軽バン 1 台です。販路につきましては、食品会社、学校給食、飲食店です。

取得農地の営農計画ですが、カブ、春菊、トウモロコシ、ホウレンソウを栽培予定です。通作距離は車で約 20 分です。販路については営農計画の販路と同様で食品会社、給食センター、飲食店です。

担当委員の意見としましては、申請人は効率的に農地利用すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 5 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 6 について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、事務局。

事務局 (田中 悠也 君) 議案第 2 号番号 6 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8 番委員 (長谷部 冬樹 君) はい、議長。

議長 (上野 勝 君) はい、長谷部委員。

8 番委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 2 号、番号 6 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日 (火) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は新規に利用権設定する農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ホウレンソウ、小松菜、ダイコンを栽培しています。耕作面積約 6 反。農業従事者は本人 1 名です。農業従事日数は 300 日です。所有機械は野菜洗い機 1 台、軽トラック 1 台です。販路につきましては、老人ホーム、学校給食です。

取得農地の営農計画ですが、ホウレンソウ、ダイコン、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は事業所から車で約 7 分です。販路については営農計画の販路と同様で老人ホーム、給食センターです。

担当委員の意見としましては、申請人は効率的に農地利用すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 6 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) はい、議長

議長 (上野 勝 君) はい、事務局

事務局 (田中 悠也 君) 報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 2 件について概要説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、平成 31 年瑞穂町農業委員会 4 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 25 分